

基本的な考え

視覚障害者の安全・安心かつ円滑な利用のために、視覚障害者誘導用ブロックの構造に対する配慮が必要です。

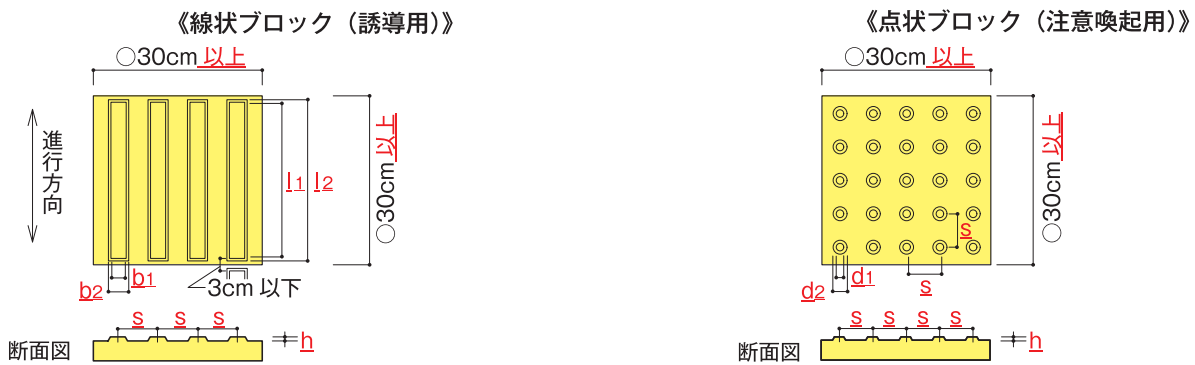
また、注意喚起のために、必要な箇所には、音声装置や点字案内などの適切な設備を配置することが必要です。

参考 (意見公募対象外)

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 視覚障害者誘導用ブロック (線状ブロック等及び点状ブロック等をいう。) の構造は、次に掲げるものでなければならない。	—	
ア 大きさは、縦横30センチメートル以上とすること。	—	16-1
イ 周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものとし、色は、原則として黄色とすること。	—	16-1
ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色しにくく、及び輝度の低下が少ない素材とすること。	—	16-1
エ 形状は、次のとおりとすること。	—	
(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。	—	16-1
(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。	—	16-1
(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。	—	16-1
(2) 階段、段及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行わなければならない。	—	16-2
(3) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色としなければならない。	—	16-3
(4) 視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音声による誘導装置を設けなければならない。	—	16-3

(参考：関連条文) 規則別表第5 (16の項)

図16-1 線状ブロック等・点状ブロック等の構造



記号	寸法	許容差
b1	1.7cm	+0.15cm
b2	b1+1cm	0
s	7.5cm	
h	0.5cm	+0.1cm
l1	27cm 以上	
l2	l1 + 1cm	

記号	寸法	許容差
d1	1.2cm	+0.15cm
d2	d1+1cm	0
s	5.5~6cm	
h	0.5cm	+0.1cm

線状ブロックとは

- 歩行方向を案内することを目的とした、移動方向を指示するためのものである。主な敷設箇所は、案内設備までの経路上となる。

点状ブロックとは

- 前方の危険の可能性又は歩行方向の変更の必要性を予告することを目的とした、注意を喚起する位置を示すためのものである。主な敷設箇所は、階段・段・傾斜路の上端、階段・段の下端、案内設備までの経路上の方向の変更箇所等になる。

線状ブロック・点状ブロックの大きさ

整備基準 16-(1)-ア

- 視覚障害者の歩行感覚を担保する最低限の大きさとして30cm角とする。敷設にあたっては利用者が混乱しないよう統一した大きさのものを使用する。
- 鋳製は弱視者への視認性に欠け、また滑りやすく、抜け落ちる可能性があることなどから使用しない。

線状ブロック・点状ブロックの色彩

整備基準 16-(1)-イ

- 原則として黄色とすること。
- 建物内の平坦部や敷地内の通路で平面上を水平に歩く安全な箇所に関しては、路材に対し、対比効果が発揮できる限りにおいて、黄色が困難な場合には黄色以外の色彩とすることができる。（下記コラム参照）なお、利用者が混乱しないように連続した経路に関しては統一した色を使用する。

参考 (意見公募対象外)

輝度と輝度比について

(1) 輝度 (cd/㎡)

ものの明るさを表現したものであり、単位面積あたり、単位立体角あたりの放射エネルギー（発散する光の量）を比視感度（電磁波の波長毎に異なる感度）で計測したものであり、光源のみかけの面積と観察角度により変化します。輝度は輝度計により測定することができます。（JIS Z9111）

(2) 輝度比

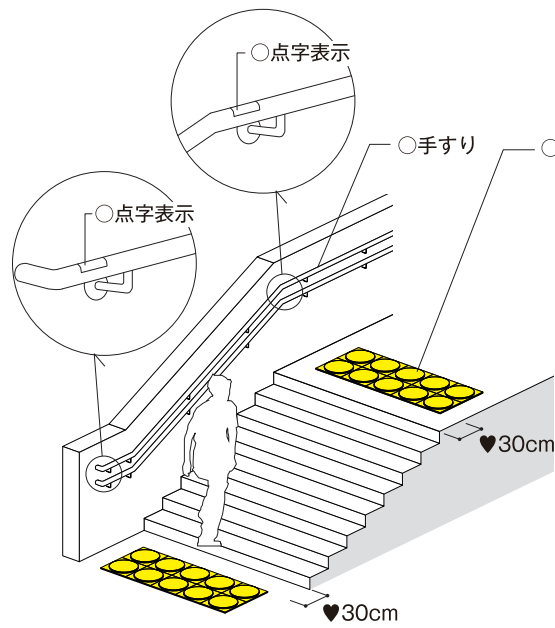
視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) と周辺床材（ブロック）の輝度の比です。望ましい輝度比は 2.0 以上です。

輝度比 = 視覚障害者誘導用ブロックの輝度 (cd/㎡) / 舗装路面の輝度 (cd/㎡)

（輝度が大きい方を除算するので、ブロックと舗装の輝度比を逆として算出する場合もある。）

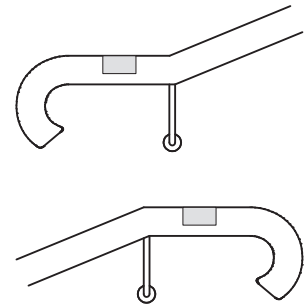
コラム

図16-2 階段まわりの整備例

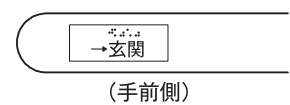


- 点状ブロック等
 - ブロックの大きさは縦横それぞれ 30cm 以上を標準とする。
 - ブロックの色は周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいくにより容易に識別できるものとし、原則として「黄色」とする。
 - 材質について
 - ・十分に強度を有する。
 - ・滑りにくい。
 - ・耐久性に優れている。
 - ・退色しにくい。
 - ・輝度の低下が少ない素材とする。

階段手すりに設けられた点字表示



点字プレート(上から見た図)



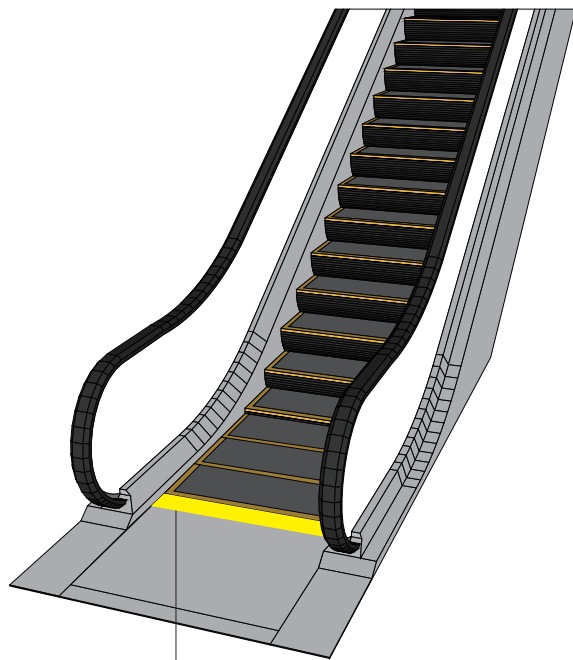
(手前側)

手すりの点字表示

整備基準 16-(2)

- ・視覚障害者が現在位置及び上下階の情報を確認でき、目的地への移動の支援となるような内容とする。

図16-3 エスカレーターまわりの整備と音声誘導



- くし板はステップ部と区別しやすい色とする。
- ♥注意を喚起する等のための音声案内を行う。

エスカレーターのくし板、音声案内

整備基準 16-(3)

- ・弱視者がくし板とステップ部分を識別しやすい色とすること。
- ♥ エスカレーターの始末端部では、視覚障害者等への注意喚起や、方向を案内するための音声案内を行うことが望ましい。

全ての人が使いやすい施設とするために

エスカレーターを歩いて利用することは危険です。また、左半身が不自由な人など、右側に立たざるを得ない人もいます。エスカレーターを利用する際は、立ち止まって利用して欲しいという声が多くあります。



音声による誘導装置

整備基準 16-(4)

- ・「視覚障害者が利用することが多い施設」とは、視覚障害者用訓練施設、盲学校、区役所、図書館、市が設置する全市一館施設(市内に1つしかない公共施設)その他これに準ずる総合病院等が該当する。
- ♥ 音による誘導は視覚障害者にとって有効な情報手段である。商業施設等においても音声による誘導装置の設置が望ましい。

視覚障害者誘導用ブロックの敷設事例

横浜市庁舎



案内設備までの経路

視覚障害者が利用できる案内設備又は案内所まで、視覚障害者の誘導を行うために視覚障害者誘導用ブロックを敷設している。

視覚障害者の声

建物内にも誘導がほしいです。凹凸の少ない誘導用ブロックを使用したり、床面の素材を変化させるだけでも歩行に役立ちます。



拡大写真

その他の経路(任意)

視覚障害者誘導用ブロックは、案内板又は案内設備まで敷設することとしているが、それ以外の場所において突起1mm程度の誘導用ブロックで案内する例。

車いす使用者やベビーカーにとって障害が少なく、視覚障害者は白杖を用いて誘導用ブロックをたどることができる。

